

令和5年11月15日  
危機管理部  
都市整備政策部

## 世田谷区災害対策条例の一部を改正する条例について

### 1 改正趣旨

世田谷区災害対策条例は、災害の予防及び減災、応急及び復旧ならびに復興に係る対策に関して、区長、区民及び事業者の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、施策の基本的な事項を定めている。

大規模地震等による被災後の復興について、区は安全安心で災害に強いまちづくりをより一層進めるとともに、地域の自主的な復興活動を支援し、地域との協働による迅速かつ円滑な復興を実現するため、世田谷区災害対策条例の一部を改正する条例を令和5年第4回区議会定例会に提案する。

### 2 改正内容

#### (1) 被災後における特定の区域での建築行為の事前届出対象の拡大（条文の変更）

大規模な焼失や小規模な延焼が複数箇所が発生した地区等、特定の区域（市街地復興の対象区域）において、建築をしようとする建築主は、当該建築物等の内容を区に届け出なければならない。区は、この届出の機会を通じて、建築主に対し土地区画整理事業などの災害復興事業を円滑に進めるための情報あるいは建築物の耐震性及び耐火性を高めるための情報の提供等に努めなければならないとしている。

現状、「自己の居住用等で木造又は鉄骨造で地下がなく2階以下の建築物」は届出対象から除外されているものの、当区のような住宅都市にあっては、市街地復興の対象区域においても多くを占めることが予想されることから、当該建築物を新たに届出対象とすることで情報の提供等の機会を増やし、災害に強いまちづくりを推進する。

#### (2) 「地域協働復興」に対する区の支援（条文の新設）

震災後、被害が発生した地域において迅速かつ円滑に市街地の復興を進めていくためには、区民が相互に協力しながら、事業者、関係する団体との協働により主体的に自ら居住する地域の復興を進める「地域協働復興」が重要である。

そのため、区長が「地域協働復興」に関する活動を促進し、当該活動を行う区民組織に対し、必要な支援を行うよう努める旨の新たな条文を設ける。

なお、「地域協働復興」について、東京都の震災対策条例においても、都知事はその活動を促進しなければならないと明記されている。

(3) 都の上位計画等（東京都震災復興マニュアル）の用語変更に伴う規定の整備  
 被災した区市町村における市街地の復興に係る手順や手続き等を示す「東京都震災復興マニュアル」が修正され、用語の変更等があったことに伴い規定を整備する。

項目	改正後	改正前
復興対象地区の名称変更	市街地復興の対象区域	復興対象地区
	・市街地改造予定地区	・重点復興地区
	・市街地修復予定地区	・復興促進地区 ・復興誘導地区
復興に関する方針、計画の名称変更	世田谷区復興まちづくり方針及び地域別復興まちづくり方針	世田谷区都市復興基本方針
	①世田谷区復興まちづくり計画及び地域別復興まちづくり計画 ②地域別復興まちづくり計画	世田谷区都市復興基本計画

### 3 施行予定日

令和6年1月1日（用語の改正については公布の日）

### 4 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

## 世田谷区災害対策条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区災害対策条例 平成18年3月14日条例第15号 改正 平成29年3月7日条例第10号 世田谷区災害対策条例 (目的) 第1条 この条例は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）の予防及び減災、応急及び復旧並びに復興に係る対策（以下「災害対策」という。）に関し、区長、区民及び事業者（区内で事業活動を行う者をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、必要な体制を確立し、災害対策に関する施策の基本的な事項を定めることにより、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、並びに災害発生後の復興に関する事業を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い「安全・安心のまち世田谷」を築くことを目的とする。</p> <p>第2条～第20条省略 (復興対策) 第21条 区長は、区内で災害により重大な被害が発生したときは、区民生活の再建及び安定を図るため、国、東京都その他関係地方公共団体、防災関係機関及び協力団体と連携し、その復興に努めなければならない。</p> <p>2 区長は、復興を計画的、迅速かつ円滑に推進するため、区民生活の再建及び安定のための復興に係る総合的な方針を策定し、この方針に従って復興に関する事業を推進するものとする。</p> <p>3 区長は、前項に規定する復興に関する事業を推進するために必要があると認めるときは、世田谷区災害復興本部を設置するものとする。</p>	<p>○世田谷区災害対策条例 平成18年3月14日条例第15号 改正 平成29年3月7日条例第10号 世田谷区災害対策条例 (目的) 第1条 この条例は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）の予防及び減災、応急及び復旧並びに復興に係る対策（以下「災害対策」という。）に関し、区長、区民及び事業者（区内で事業活動を行う者をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、必要な体制を確立し、災害対策に関する施策の基本的な事項を定めることにより、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、並びに災害発生後の復興に関する事業を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い「安全・安心のまち世田谷」を築くことを目的とする。</p> <p>第2条～第20条省略 (復興対策) 第21条 区長は、区内で災害により重大な被害が発生したときは、区民生活の再建及び安定を図るため、国、東京都その他関係地方公共団体、防災関係機関及び協力団体と連携し、その復興に努めなければならない。</p> <p>2 区長は、復興を計画的、迅速かつ円滑に推進するため、区民生活の再建及び安定のための復興に係る総合的な方針を策定し、この方針に従って復興に関する事業を推進するものとする。</p> <p>3 区長は、前項に規定する復興に関する事業を推進するために必要があると認めるときは、世田谷区災害復興本部を設置するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>る。</p> <p>(市街地復興)</p> <p>第22条 区長は、区内で災害により市街地が大規模な被害を受けたときは、その復興に際し、東京都その他関係地方公共団体と連携を図りつつ、<u>世田谷区都市整備方針（世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第8条第1項の都政整備方針をいう。以下同じ。）に定める都市整備の基本方針に基づき世田谷区復興まちづくり方針（都市の復興の理念及び被災した都市基盤施設等の復興に関する基本的な方針をいう。以下同じ。）を、世田谷区都市整備方針に定める地域整備方針及び地区計画等（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）に基づき地域別復興まちづくり方針（市街地復興の対象区域に関する基本的な方針をいう。以下同じ。）を、被害状況を踏まえて速やかに策定し、これらを区民及び事業者に公表するとともに、世田谷区復興まちづくり方針及び地域別復興まちづくり方針に基づき市街地の復興に関する事業（以下「市街地復興事業」という。）を推進し、その他必要な施策を実施しなければならない。</u></p> <p>(市街地復興の対象区域の指定)</p> <p>第23条 区長は、市街地復興事業を推進するため、<u>災害発生前の市街地の特性及び災害発生後の被害状況に応じて、次に掲げる地区を市街地復興の対象区域</u>として指定することができる。</p> <p>(1) <u>市街地改造予定地区</u>（災害により、建築物等の集中的倒壊若しくは大規模な焼失又は都市基盤施設の損壊等の壊滅的な被害を受け、市街地復興のための建築物等の更新（災害に強いまちづくりを推進するために耐震性及び耐火性の高い建築物等の新築、改築、又は増築を行うことをいう。）及び都市基盤施設の整備（以下「都市基盤施設の整備等」という。）により、市街地の抜本的な改造を予定する地区をいう。以下同じ。）</p>	<p>る。</p> <p>(市街地復興)</p> <p>第22条 区長は、区内で災害により市街地が大規模な被害を受けたときは、その復興に際し、東京都その他関係地方公共団体と連携を図りつつ、<u>速やかに世田谷区都市復興基本方針（区の市街地の復興に関する基本的な方針をいう。以下同じ。）を策定し、これを区民及び事業者に公表するとともに、同方針に基づき市街地の復興に関する事業（以下「市街地復興事業」という。）を推進し、その他必要な施策を実施しなければならない。</u></p> <p>(復興対象地区の指定)</p> <p>第23条 区長は、市街地復興事業を推進するため、<u>次に掲げる地区の区分に応じ当該各号に掲げる整備等を行うことが必要な区域を復興対象地区</u>として指定することができる。</p> <p>(1) <u>重点復興地区</u> 災害により、建築物等の集中的倒壊若しくは大規模な焼失又は都市基盤施設の損壊等の壊滅的な被害を受け、市街地復興のための建築物等の更新（災害に強いまちづくりを推進するために耐震性及び耐火性の高い建築物等の新築、改築、又は増築を行うことをいう。以下同じ。）及び都市基盤施設の整備（以下「都市基盤施設の整備等」という。）<u>を緊急かつ重点的に行うことが必要な区域</u></p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>市街地修復予定地区</u> (災害により、<u>相当数の建築物等の倒壊若しくは焼失又は都市基盤施設の損壊等の甚大な被害を受け、都市基盤施設の整備等による市街地の部分的な改造又は区の支援等による被災者の自力再建のいずれかの修復的な改善を予定する地区をいう。以下同じ。)</u></p>	<p>(2) <u>復興促進地区</u> 災害により、<u>相当数の建築物等が倒壊し、又は焼失し、さらに、その区域内の一部の地域が建築物等の集中的破壊若しくは大規模な焼失又は都市基盤施設の損壊等の甚大な被害を受け、当該地域を含めた都市基盤施設の整備等を一体的に行うことが必要な区域</u></p>
<p>2 前項の規定による指定の基準は、規則で定める。</p>	<p>(3) <u>復興誘導地区</u> 災害により、<u>建築物等が倒壊し、又は焼失し、当該建築物等の更新を誘導することが必要な区域</u></p>
<p>3 区長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(<u>市街地復興の対象区域</u>の指定の変更)</p>	<p>2 前項の規定による指定の基準は、規則で定める。</p> <p>3 区長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(<u>復興対象地区</u>の指定の変更)</p>
<p>第24条 区長は、市街地復興事業の進行状況を考慮し、必要があると認めるときは、前条第1項の規定により指定された地区について、同項各号に掲げる地区の区分の変更をすることができる。</p>	<p>第24条 区長は、市街地復興事業の進行状況を考慮し、必要があると認めるときは、前条第1項の規定により指定された地区について、同項各号に掲げる地区の区分の変更をすることができる。</p>
<p>2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。</p> <p>(<u>世田谷区復興まちづくり計画及び地域別復興まちづくり計画</u>の策定)</p>	<p>2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。</p> <p>(<u>都市復興基本計画</u>の策定)</p>
<p>第25条 区長は、東京都都市復興基本計画（東京都が定める市街地復興に関する基本的な計画をいう。）との整合を図り、<u>世田谷区復興まちづくり方針</u>に基づき<u>世田谷区復興まちづくり計画（区内の主要な施設及び土地の利用等の都市計画の方針を定める計画をいう。以下同じ。）</u>を、<u>地域別復興まちづくり方針</u>に基づき<u>地域別復興まちづくり計画（市街地復興の対象区域の復興の施策を定める計画をいう。以下同じ。）</u>を速やかに策定し、これを区民及び事業者に公表するものとする。</p>	<p>第25条 区長は、東京都都市復興基本計画（東京都が定める市街地復興に関する基本的な計画をいう。）との整合を図り、<u>世田谷区都市復興基本方針</u>に基づき、<u>世田谷区都市復興基本計画（市街地復興事業を推進するための計画をいう。以下同じ。）</u>を速やかに策定し、これを区民及び事業者に公表するものとする。</p>
<p>2 区長は、<u>世田谷区復興まちづくり計画及び地域別復興まちづくり計画</u>の策定に当たっては、区民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>2 区長は、<u>世田谷区都市復興基本計画</u>の策定に当たっては、区民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(市街地復興事業の推進)</p> <p>第26条 区長は、<u>市街地改造予定地区</u>において、<u>地域別復興まちづくり計画</u>に基づき、土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する<u>土地区画整理事業</u>をいう。）、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する<u>市街地再開発事業</u>をいう。）等の<u>市街地の抜本的な改造を行う事業</u>の施行、道路、公園等の公共の用に供する施設の整備、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 区長は、<u>市街地修復予定地区</u>において、<u>地域別復興まちづくり計画</u>に基づき、<u>市街地の部分的な改造又は区の支援等による被災者の自力再建の修復的な改善を行う事業の施行</u>、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 区長は、市街地復興事業の推進に当たっては、区民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 区長は、区長以外の者が市街地復興事業を行う場合において、その者に対し必要に応じ、<u>地域別復興まちづくり計画</u>に基づく当該事業の速やかな推進を要請することができる。</p> <p>(被災市街地復興推進地域)</p>	<p>(市街地復興事業の推進)</p> <p>第26条 区長は、<u>重点復興地区及び復興促進地区</u>において、<u>世田谷区都市復興基本計画</u>に基づき、土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する<u>事業</u>をいう。）、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する<u>事業</u>をいう。）等の<u>整備事業</u>の施行、道路、公園等の公共の用に供する施設の整備、地区計画等（<u>都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。</u>）の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 区長は、<u>復興誘導地区</u>において、<u>世田谷区都市復興基本計画</u>に基づき、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 区長は、市街地復興事業の推進に当たっては、区民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 区長は、区長以外の者が市街地復興事業を行う場合において、その者に対し必要に応じ、<u>世田谷区都市復興基本計画</u>に基づく当該事業の速やかな推進を要請することができる。</p> <p>(被災市街地復興推進地域)</p>
<p>第27条 区長は、<u>市街地復興の対象区域</u>において、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築を制限する必要がある区域については、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定により、都市計画（都市計画法第4条第1項に規定する都市計画をいう。）に被災市街地復興推進地域を定めることができる。</p>	<p>第27条 区長は、<u>重点復興地区及び復興促進地区</u>において、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築を制限する必要がある区域については、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定により、都市計画（都市計画法第4条第1項に規定する都市計画をいう。）に被災市街地復興推進地域を定めることができる。</p>

改正後	改正前
<p>(建築行為の届出)</p> <p>第28条 <u>市街地復興の対象区域</u> (前条の規定により被災市街地復興推進地域を定めた区域を除く。)において、建築物等の建築(建築基準法第2条第13号に規定する建築をいう。以下同じ。)をしようとする建築主(同条第16号に規定する建築主をいう。以下同じ。)は、規則で定めるところにより、当該建築物等の内容を区長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる建築物等については、この限りでない。</p> <p>(1) 災害により必要な応急措置として建築するもので規則で定めるもの</p> <p>(2) 国、地方公共団体等が災害復興事業として建築するもの</p> <p>(3) 都市計画事業(都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業をいう。)として建築するもの又はこれに準ずる行為として規則で定めるもの</p> <p>(4) <u>既存の建築物の敷地内において建築する車庫、物置その他これらに類する附属建築物(階数が2以下で、かつ、地階(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第2号に規定する地階をいう。)を有しない木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造のものに限る。)</u></p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に市街地復興事業の推</p>	<p>(建築行為の届出)</p> <p>第28条 <u>復興対象地区</u> (前条の規定により被災市街地復興推進地域を定めた区域を除く。)において、建築物等の建築(建築基準法第2条第13号に規定する建築をいう。以下同じ。)をしようとする建築主(同条第16号に規定する建築主をいう。以下同じ。)は、規則で定めるところにより、当該建築物等の内容を区長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる建築物等については、この限りでない。</p> <p>(1) 災害により必要な応急措置として建築するもので規則で定めるもの</p> <p>(2) 国、地方公共団体等が災害復興事業として建築するもの</p> <p>(3) 都市計画事業(都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業をいう。)として建築するもの又はこれに準ずる行為として規則で定めるもの</p> <p>(4) <u>自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物等(住宅を除く。)</u>で次に掲げる要件に該当するもの</p> <p><u>ア 階数(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第8号に規定する階数をいう。)が2以下であり、かつ、地階(同令第1条第2号に規定する地階をいう。)を有しないものであること。</u></p> <p><u>イ 主要構造部(建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。</u></p> <p><u>ウ 容易に移転し、又は除却することができるものであること。</u></p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に市街地復興事業の推</p>

改正後	改正前
<p>進に支障がないと認める建築物等</p> <p>2 前項の規定は、第23条第1項の規定による<u>市街地復興の対象区域</u>の指定の日から起算して2年を経過する日までに建築物等の建築をしようとする建築主に適用する。</p> <p>(復興に係る情報の提供及び協議)</p> <p>第29条 区長は、前条第1項の規定による届出があった場合は、当該届出を行った建築主に対し、災害に強いまちづくりを推進するために、必要に応じて建築物等の耐震性及び耐火性を高めるための情報の提供に努めなければならない。</p> <p>2 区長は、前条第1項の規定による届出に関して、当該届出を行った建築主と災害に強いまちづくりを推進するための協議を行うことができる。</p> <p><u>(地域協働復興の活動支援)</u></p> <p><u>第30条 区長は、地域協働復興(被災後において、区民が相互に協力し、事業者、関係する団体等との協働により、自主的に自らの生活の再建及び居住する地域の復興を進めることをいう。以下同じ。)に関する活動を促進するとともに、復興区民組織(地域協働復興に関する活動を行う組織をいう。)に対し必要な支援を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成29年3月7日条例第10号)</p> <p>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則(令和5年 月 日条例第 号)</u></p> <p><u>この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第22条から第27条までの改正規定並びに第28条第1項各号列記以外の部分及</u></p>	<p>進に支障がないと認める建築物等</p> <p>2 前項の規定は、第23条第1項の規定による<u>復興対象地区</u>の指定の日から起算して2年を経過する日までに建築物等の建築をしようとする建築主に適用する。</p> <p>(復興に係る情報の提供及び協議)</p> <p>第29条 区長は、前条第1項の規定による届出があった場合は、当該届出を行った建築主に対し、災害に強いまちづくりを推進するために、必要に応じて建築物等の耐震性及び耐火性を高めるための情報の提供に努めなければならない。</p> <p>2 区長は、前条第1項の規定による届出に関して、当該届出を行った建築主と災害に強いまちづくりを推進するための協議を行うことができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成29年3月7日条例第10号)</p> <p>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p>

改正後	改正前
<u>び第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。</u>	